



目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 令和5年度後期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 令和5年度後期技能検定の実技試験受検手数料減額（産業人材育成課）
- 生野土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 荒川中部土地改良区の役員就任届（大里農林振興センター）
- 保安林の皆伐面積限度の公表（森づくり課）
- 酒巻土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 新江川土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 秩父用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 山田土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 工事執行管理システム保守管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（県土整備政策課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 廃棄物等除却公告（八潮新都市建設事務所）
- 埼玉県県営公園施設予約システム導入運用業務委託に関する落札者等の公示（公園スタジアム課）
- 令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の一部を改正する告示（建築安全課）
- インターネットシステムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察官用雨衣4品目の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用合服ズボンの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用夏服ズボンの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用合活動服の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用短靴の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）

令和5年(2023年)9月1日

- 県道本庄寄居線の区域の変更 (本庄県土整備事務所)
- 県道小前田児玉線の区域の変更 (本庄県土整備事務所)

告示

埼玉県告示第九百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

B E N I B A N A W A L K 桶川

埼玉県桶川市下日出谷東二丁目十五番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） B E N I B A N A W A L K 桶川

埼玉県桶川市桶川都市計画事業下日出谷東特定土地地区区画整理事

業内四十二街区一画地

（変更後） B E N I B A N A W A L K 桶川

埼玉県桶川市下日出谷東二丁目十五番一

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） ユニ―株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（変更後） ユニ―株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ユニ―株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計三十六者

（変更後） ユニ―株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計三十者

ハ 変更年月日

令和五年四月一日外

ニ 届出年月日

令和五年六月二十日

二 縦覧期間

令和五年九月一日から令和六年一月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月一日から令和六年一月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PEONY WALK東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十一者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計六十九者

ハ 変更年月日

令和五年三月十七日外

ニ 届出年月日

令和五年六月二十日

二 縦覧期間

令和五年九月一日から令和六年一月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月一日から令和六年一月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）角上魚類草加店

埼玉県草加市松原四丁目七百九十番三の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 工事開始前には近隣住民へ騒音・振動に関する説明の実施に努め、工事期間中の工程内容等によって騒音・振動の発生する場合は、その都度説明の実施に努めてください。また、作業にあたっては低騒音、低振動、低排出ガスの建設機械等を行うなど、工事に伴い発生する公害の抑制に努めてください。なお、特定建設作業（杭打作業・整地作業他）を行う場合は、作業開始日七日前までに特定建設作業実施届出書を提出してください。
- (2) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機等）を設置する場合は設置三十日前までに届出をしてください。
- (3) 空調機の室外機等を設置する際には、近隣からの騒音の苦情が出ないよう、設置位置や排気口の向きに配慮してください。
- (4) 当該建築物の建築に起因するテレビ等の受信障害は、開発者の責任において障害解消対策を実施するものとし、電波障害の苦情が出た場合、速やかに対応してください。
- (5) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場に看板等でアイドリングストップを周知してください。（看板等の設置義務あり）
- (6) 倉庫の場合は倉庫確約書を提出してください。なお、定格出力の合計が二・二五キロワット以上の原動機を用いて作業を行う場合は、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく特定工場の設置許可申請を工事着工六十日前までに行ってください。
- (7) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく規制基準を遵守してください。

(8) 本屆出地に接する国道四号やその周辺の市道では慢性的な渋滞が発生しており、更なる渋滞悪化や、その他の周辺道路においても渋滞を避ける抜け道としての利用による周辺環境の悪化などが懸念されるところです。

つきましては、店舗立地後においても渋滞等、店舗立地に伴う課題が発生した場合は、引き続きその課題解決に向けて本市との協議を継続していただくよう要望します。

二 縦覧期間

令和五年九月一日から令和五年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナン草加松原店

埼玉県草加市松原四丁目七百九十番二十八

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 工事開始前には近隣住民へ騒音・振動に関する説明の実施に努め、工事期間中の工程内容等によって騒音・振動の発生する場合は、その都度説明の実施に努めてください。また、作業にあたっては低騒音、低振動、低排出ガスの建設機械等を行うなど、工事に伴い発生する公害の抑制に努めてください。なお、特定建設作業（杭打作業・整地作業他）を行う場合は、作業開始日七日前までに特定建設作業実施届出書を提出してください。

(2) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機等）を設置する場合は設置三十日前までに届出をしてください。

(3) 空調機の室外機等を設置する際には、近隣からの騒音の苦情が出ないよう、設置位置や排気口の向きに配慮してください。

(4) 当該建築物の建築に起因するテレビ等の受信障害は、開発者の責任において障害解消対策を実施するものとし、電波障害の苦情が出た場合、速やかに対応してください。

(5) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場に看板等でアイドリングストップを周知してください。（看板等の設置義務あり）

(6) 倉庫の場合は倉庫確約書を提出してください。なお、定格出力の合計が二・二五キロワット以上の原動機を用いて作業を行う場合は、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく特定工場の設置許可申請を工事着工六十日前までに行ってください。

(7) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく規制基準を遵守してください。

(8) 本屆出地に接する国道四号やその周辺の市道では慢性的な渋滞が発生しており、更なる渋滞悪化や、その他の周辺道路においても渋滞を避ける抜け道としての利用による周辺環境の悪化などが懸念されるところです。

つきましては、店舗立地後においても渋滞等、店舗立地に伴う課題が発生した場合は、引き続きその課題解決に向けて本市との協議を継続していただくよう要望します。

二 縦覧期間

令和五年九月一日から令和五年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第九百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）三郷商業施設

埼玉県三郷市三郷一丁目三番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 三郷市での開発事業事前協議の際と比較すると、駐車場、駐輪場ともに減少しています。店舗等の事業開始後、駐車場等の不足が明らかになった場合は、速やかに当該事業の事業者の責任において不足分を確保し、路上駐車が発生しないようにしてください。

(2) 自動車の敷地出入口付近に、敷地内照明灯を設置するよう努めてください。また車両出入口にはパトランプ、繁忙時期（開店時等）は誘導員を配置するように努めてください。

(3) 開発許可申請時の駐車台数、駐輪台数が変更となる場合、開発事業の変更協議、開発変更許可の手続きが必要となります。

(4) 駐車場について、令和四年十一月十八日付で路外駐車場設置届出をご提出いただいております。計画内容に変更がありましたら、変更届出書をご提出ください。また、管理規定届につきましては、供用開始から十日以内に届出が必要となります。

(5) 届出書における「指針に基づく配慮事項」について、「九」の文章中、「埼玉県景観条例」を「三郷市景観条例」に訂正してください。

二 縦覧期間

令和五年九月一日から令和五年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第九百四十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和五年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

金型製作（プラスチック成形用金型製作作業）、工場板金（機械板金作業）、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服・パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

ニ 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び製麺（機械生麺製造作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

令和五年十二月四日（月）から令和六年二月十一日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

令和五年十一月二十七日（月）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>一 一級及び二級 機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験</p> <p>二 三級 シーケンス制御、配管及び型枠施工</p>	<p>令和六年一月二十一日（日）</p>

<p>一 特級</p> <p>鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>二 一級及び二級</p> <p>金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プリント製図</p> <p>三 三級</p> <p>造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プリント製図</p> <p>四 単一等級</p> <p>製麺</p>	<p>令和六年一月二十八日（日）</p>
<p>一 二級</p> <p>舞台機構調整</p>	<p>令和六年一月三十一日（水）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び塗装</p>	<p>令和六年二月四日（日）</p>

二 三級 機械加工、機械検査、電子機器組 立て、建築大工、かわらぶき及び 鉄筋施工
三 単一等級 電子回路接続

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面又はその写し
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇〇〇七四）

ハ 受付期間

令和五年十月二日（月）から令和五年十月十三日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記
し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱
書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただ
し、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験
に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなか

つた場合でも手数料は返還しない。
イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
造園	一万八千二百円（一万二千百円）
鑄造	一万八千二百円
金属熱処理	一万八千二百円
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
非接触除去加工	一万八千二百円
金型製作	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
めっき	一万八千二百円
金属ばね製造	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）
ダイカスト	一万八千二百円
電子回路接続	一万八千二百円
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
電気機器組立て	一万八千二百円
シーケンス制御	一万八千二百円（一万二千百円）
半導体製品製造	一万八千二百円
プリント配線板製造	一万八千二百円
自動販売機調整	一万八千二百円

コンクリート圧送施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	かわらぶき	建築大工	製麺	菓子製造	パン製造	石材施工	プラスチック成形	紳士服製造	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	建設機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	内燃機関組立て	光学機器製造	時計修理	鉄道車両製造・整備
一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千百円)	一万八千二百円(一万二千百円)	一万八千二百円(一万二千百円)	一万八千二百円(一万二千百円)	一万八千二百円(一万二千百円)	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千百円)	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千百円)	一万八千二百円

防水施工	一万八千二百円
樹脂接着剤注入施工	一万八千二百円
ガラス施工	一万八千二百円
機械・プラント製図	一万八千二百円（一万二千二百円）
金属材料試験	一万八千二百円
塗装	一万八千二百円
舞台機構調整	一万八千二百円

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和六年三月八日（金）に埼玉県ホームページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第九百四十三号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第二号の規定により、令和五年埼玉県告示第九百四十二号（令和五年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 令和五年四月一日において二十五歳未満であること。
- 三 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日）において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告示

埼玉県告示第九百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、生野土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所	
理事	宮部 勝利	埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九番地	
同	永尾 勇三郎	同 同	千七百七十六番地四
同	武政 恒雄	同 同	二千四百二十三番地三
同	宮部 一郎	同 同	千八百九十五番地二
同	永尾 弘子	同 同	二千三百三十六番地二
同	小林 儀男	同 同	千八百八十八番地一
同	宮部 直樹	同 同	千八百十一番地一
同	田島 勇扇	同 同	千九百七番地一
同	小林 友之	同 同	二千九番地
同	宮部 延一	同 同	千八百九十六番地五
同	長滝 康成	同 同	児玉郡美里町大字沼上二百十一番地
同	小林 美枝子	同 同	本庄市児玉町児玉千七百五十三番地三
監事	小林 猛	同 同	千八百二十一番地
同	宮部 美一	同 同	千三百三十九番地四
同	田島 房男	同 同	千六百四十四番地五
二 退任			
職名	氏名	住所	
理事	宮部 勝利	埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九番地	
同	永尾 勇三郎	同 同	千七百七十六番地四
同	笠原 敬一	同 同	千八百七十一番地一
同	永尾 弘子	同 同	二千三百三十六番地二
同	小林 儀男	同 同	千八百八十八番地一
同	宮部 弘志	同 同	千八百十一番地一
同	田島 博	同 同	千九百七番地一
同	小林 久雄	同 同	千七百八十八番地

告示

埼玉県告示第九百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川中部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	吉田 秀夫	埼玉県深谷市本田六十八番地二

告 示

埼玉県告示第九百四十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、令和五年度において新たに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 地 区	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	160.09
		土砂流出防備保安林	101.39
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.31
西 部 地 区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.20
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.08
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.42
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、 鳩山町	防風保安林	0.48
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.64
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	48.02
		土砂流出防備保安林	24.43
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	50.03
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀬町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	88.98
		土砂流出防備保安林	240.91
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贛川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,983.27
		土砂流出防備保安林	80.26
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩 父 地 区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,233.13

告示

埼玉県告示第九百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日認可した。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

酒巻土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県行田市

告 示

埼玉県告示第九百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日認可した。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

新江川土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県行田市

告示

埼玉県告示第九百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十九日認可した。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

秩父用水土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県秩父市

告 示

埼玉県告示第九百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十九日認可した。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

山田土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県比企郡滑川町

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
工事執行管理システム保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年7月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地
- 5 契約金額
33,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

測量計画機関である埼玉県農村整備計画センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県農村整備計画センター

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量・四級基準点測量）

三 作業地域

日高市女影地内

四 作業期間

令和五年九月一日から令和五年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百五十三号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

二級基準点測量

三 作業地域

埼玉県入間市大字上谷ヶ貫、宮寺地内

四 作業期間

令和五年七月十日から令和五年十二月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第九百五十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の施行のため除却を必要とする廃棄物等について、その所有者を確知することができないため、次のとおり公告する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 除却を必要とする廃棄物等

埼玉県八潮市大字大原五百五十九番一の一部、五百五十九番二の一部及び五百五十九番三の一部に存する廃プラスチック類及び木くず等の廃棄物等

二 除却期限

令和六年二月一日（木）

三 摘要

一の除却を必要とする廃棄物等の所有者は、令和五年十二月一日（金）までに施行者に連絡すること。同日までに連絡がない場合、当該廃棄物等は二の除却期限後に施行者において除却する。なお、本公告は現地にも掲示する。

四 施行者

埼玉県

五 施行者の連絡先

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県県営公園施設予約システム導入運用業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県都市整備部公園スタジアム課総務・公園管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

5 落札金額

27,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月28日

告 示

埼玉県告示第九百五十六号

令和五年埼玉県告示第二百三十六号（令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

第二号イ(2)中「埼玉県草加市学園町一番一号」を「埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五」に、「獨協大学」を「大宮ソニックスティ」に改め、同号イ(2)(三)を削る。

告 示

埼玉県告示第九百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

インターネットシステムサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年3月1日（金）から令和11年2月28日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 原口 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課運用第二係 電話048-832-0110 内線2446

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月11日（水）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月10日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月11日（水）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年10月11日（水）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年10月4日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和5年9月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
Internet System Server Device etc.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m.
October 11, 2023 By mail; 5:00 p.m. October 10, 2023 In person; 10:25
a.m. October 11, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約） 9,453着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社丸広百貨店 埼玉県川越市新富町2丁目6番地1
- 5 落札金額
76,843,437円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月23日

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

警察官用雨衣 4 品目の製造請負（単価契約）

（内訳）	男性警察官用雨衣 I 種（上衣）	1,815着
	男性警察官用雨衣 I 種（ズボン）	1,815着
	女性警察官用雨衣 I 種（上衣）	224着
	女性警察官用雨衣 I 種（ズボン）	224着

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 5 年 7 月 12 日

4 落札者の氏名及び住所

ミスユニム株式会社 東京都台東区蔵前 2 丁目 4 番 5 号

5 落札金額

38,255,030円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 5 年 5 月 23 日

告 示

埼玉県告示第九百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用合服ズボンの製造請負（単価契約） 3,289着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
ジャパンユニホーム株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目8番5号興洋ビル
- 5 落札金額
40,448,122円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月23日

告 示

埼玉県告示第九百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用夏服ズボンの製造請負（単価契約） 3,699着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミスズユニム株式会社 東京都台東区蔵前2丁目4番5号
- 5 落札金額
35,114,607円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月16日

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

男性警察官用合活動服の製造請負（単価契約） 1,720着

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

ユウワ商工株式会社 東京都千代田区内神田2丁目8番8号

5 落札金額

41,018,560円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月23日

告 示

埼玉県告示第九百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

男性警察官用短靴の製造請負（単価契約） 8,244足

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社フロンティアコーポレーション 大阪府大阪市中央区谷町3丁目2番12号

5 落札金額

47,881,152円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月16日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
俣字上野二三一六番地先まで	児玉郡美里町大字猪俣字山ノ根五 三二番一地从り同郡同町大字猪	区 間
一八・七五	一〇・八九 一六・七二	敷地の幅員 (メートル)
四三八・六六		延長 (メートル)
社会資本整備総合交付金(交通安全) 工事による。		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 小前田児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>○三番一地从先から同郡同町大字猪俣字大道南九七番四地先まで</p>	<p>児玉郡美里町大字猪俣字大道南一</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・九二</p>	<p>一一・四四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二四・七六</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>社会資本整備総合交付金(交通安全)工事による。</p>		<p>備考</p>